

税金裁判における 納税者勝訴率は

平成15年度における税務訴訟等の概要が発表されました。この発表では訴訟において納税者の主張の一部でも受け入れられた案件の割合は11.2%となっています。税務署の処分不服がある時の手順と救済の傾向を見てみましょう。

(1) 税務署に対する異議申立て

税務署長に、処分の通知を受けた日の翌日から2ヶ月以内に「異議申立て」ができます。

税務署長は、その処分が正しかったかどうか改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を納税者に通知します。この一部・全部取消しの割合は14.6%と報告されています。

(2) 国税不服審判所に対する審査請求

異議決定後、なお処分不服があるときは、異議決定通知受領の日の翌日から1ヶ月以内に国税不服審判所長に「審査請求」をすることが

できます。国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果（裁決）を納税者に通知します。この裁判は、納税者にとって不利益変更されることはありません。また、一定の場合、(1)の異議申立てを経ずに直接、国税不服審判所長に審査請求をすることもできます。この一部・全部取消しの割合は22.0%と報告されています。

(3) 裁判所に対する訴訟提起

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分不服があるときは、その通知を受けた日から3ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。この納税者勝訴率は11.2%と報告されています。

(4) 前述のいずれもが前年度の数字を上回っており、納税者が救済制度を積極的に活用している実態がうかがえます。

なお、異議申立てと審査請求は、税理士が納税者の代理人となれますが、訴訟からは弁護士が代理人となり税理士は補佐人として弁護士と共に依頼者をフォローすることになります。

ナマの税務相談室

Q 先生、譲渡所得の確定申告の相談です。このたび、3年越しの貸家の売却が借家人の了解を得て実現しました。立退料が多額ですが費用となりますか、また、買受人の要請でその貸家を取壊して売りました。取壊し料は費用でしょうね。

A それは、それは、立退料は売却価額の何%ですか。

Q 売却価額1億円の10%近くの960万円です。家賃の2年分です。

A 家賃が40万円というのは高い家賃でしたね。

Q 約200㎡近くの木造3階住宅、庭付きで、取壊し費用も200万円かかりました。

A 家賃の3～6ヶ月分位が立退料の相場でしょうが、お客さん持参の立退き契約の特殊事情も加味して認められましょう。亡き母上が曖昧な賃貸借契約で貸付けたのが原因です

貸家を買った！ サテ、譲渡費用は…

ね。取壊し料、家屋の残存価額を含めて費用になるでしょう。減失登記の費用も含まれます。譲渡契約に家主が借家人を立退かせ、即

家を取壊し引渡すと、明記されていますから費用としてOKです。

Q この貸家は昭和60年土地付きで2000万円で購入、築30年ですから土地代と思っています。

A 土地代は取得費としてOKです。仲介料は払いましたか？

Q 弁護士報酬は400万円（着手金100万円、成功報酬300万円）、他に月10万円を。

A 月10万円は顧問料ですね。立退きに係わる費用は400万円。弁護士報酬が仲介料の規定報酬5%の内枠です。費用になるでしょう。不動産所得の費用にしていませんね。

Q 先生、了解しました。税理士会の無料相談感謝します。

ナマの税務相談室